

○筑西市男女共同参画推進条例施行規則

平成24年8月29日
市規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、筑西市男女共同参画推進条例（平成19年条例第45号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第2条 条例第16条第1項に規定する男女共同参画を阻害すると認められる事項に関する苦情の申出（以下「申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した男女共同参画苦情申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。ただし、申出書の提出ができない特別な理由があると市長が認めるときは、口頭により行うことができる。

- (1) 申出の年月日
- (2) 申出をする者の住所及び氏名並びに電話番号
- (3) 申出の趣旨及び理由
- (4) 当該申出に関する他の機関への相談等の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、処理しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項及び裁判所において係争中の事案に関する事項
- (2) 行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により処理すべき事案に関する事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 他の者からの申出により既に処理をした事案に関する事項
- (6) 申出が、当該申出の原因となった事実の発生の日から1年を経過した日以降に行われた事案に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、処理することが適当でないと市長が認める事項

(苦情処理委員)

第3条 市長は、申出の処理をするため、条例第17条に規定する筑西市男女共同参画審議会に苦情処理委員を置く。

2 前項に規定する苦情処理委員は、条例第19条第3項各号に規定する者のうちから市長が選任する。

3 苦情処理委員は、申出の処理について市長から諮問があったときは、当該申出の内容及び処理の方針について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(申出の処理)

第4条 市長は、申出があったときは、前条に規定する苦情処理委員の答申を尊重し、その処理の方針を決定するものとする。

2 市長は、申出の処理に関し、必要があると認めるときは、書面により、当該申出に係る市の機関に対し是正の指示をし、又は当該申出に係る関係者に対し助言若しくは是正の要望をすることができる。

(対応結果の通知)

第5条 市長は、苦情の申出の処理を行ったときは、速やかにその内容を男女共同参画苦情処理通知書（様式第2号）により当該申出をした者に通知するものとする。

(守秘義務)

第6条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を辞した後もまた同様とする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

男女共同参画苦情申出書	
<p>筑西市長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(申出者) 住 所 氏 名 印 電話番号</p>	<p>筑西市男女共同参画推進条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申出をします。</p>
<p>申出の趣旨及び理由</p> <p>※具体的な内容と経緯等を記入してください。</p>	
<p>他の機関への相談等の状況</p> <p>※該当するものにレ印を付けてください。</p>	<p><input type="checkbox"/>他の機関に相談したことがない。</p> <p>.....</p> <p><input type="checkbox"/>他の機関に相談したことがある。</p> <p><input type="checkbox"/>人権擁護委員 <input type="checkbox"/>弁護士会 <input type="checkbox"/>裁判所 <input type="checkbox"/>警察署</p> <p><input type="checkbox"/>県の機関（ ）※具体的に課所名または機関名を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/>市の機関（ ）※具体的に課所名または機関名を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/>そ の 他（ ）※具体的に機関名を記入してください。</p> <p style="text-align: right;">相談した日 年 月 日（頃）</p>
<p>その他の特記事項</p> <p>※連絡先、電話番号、時間帯など特に配慮してほしい事項があれば記入してください。</p>	
<p style="text-align: center;">備 考</p>	

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

男女共同参画苦情処理通知書

（申出者）

様

筑西市長

印

年 月 日付けで申出のありました苦情については、次のとおり処理しましたので、筑西市男女共同参画推進条例施行規則第5条の規定により通知します。

苦情等の申出日	年 月 日
申出の趣旨（概要）	
申出に対する対応	
備 考	

様式第1号 (第2条関係)
様式第2号 (第5条関係)